

## 改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

納 税 地	法第 号																									
法人名	平成 年 月 日																									
代 氏 表 者 名	殿																									
税務署長 財務事務官																										
⑩																										
<b>特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 認 定 通 知 書</b>																										
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額について、下記のとおり認定したので通知します。 期 間																										
記																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 30%;">対象法人名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>認定区分</td> <td>資産の種類又は名称</td> <td>金額又は月数</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">修繕費の 金額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">期 間</td> <td></td> <td>月</td> </tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名		認定区分	資産の種類又は名称	金額又は月数	修繕費の 金額		円											期 間		月		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名																									
認定区分	資産の種類又は名称	金額又は月数																								
修繕費の 金額		円																								
期 間		月																								
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。																										
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。																										
(規格 A 4)																										

15. 00 改正

(法1330)

## 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 73)

納 税 地	法第 号																						
法人名	平成 年 月 日																						
代 氏 表 者 名	殿																						
税務署長 財務事務官																							
⑩																							
<b>特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 認 定 通 知 書</b>																							
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額について、下記のとおり認定したので通知します。 期 間																							
記																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">認定区分</td> <td style="width: 30%;">資産の種類又は名称</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">修繕費の 金額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">期 間</td> <td></td> <td>月</td> </tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>			認定区分	資産の種類又は名称		修繕費の 金額		円											期 間		月		
認定区分	資産の種類又は名称																						
修繕費の 金額		円																					
期 間		月																					
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。																							
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。																							
(規格 A 4)																							

13-07

(法1330)

改 正 後	改 正 前																				
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 73)																				
<p style="text-align: center;"><b>特別修繕費の金額等の認定通知書</b></p> <p><b>1 使用目的</b>  「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。</p> <p><b>2 記載要領</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">資 産 の 種 類 又 は 名 称</td><td style="padding: 5px;">認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合</td><td style="padding: 5px;">対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">調 査 担 当 者</td><td style="padding: 5px;">「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。  (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。  (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">教 示</td><td style="padding: 5px;">「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 国税局長」の表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。</td></tr> </tbody> </table> <p><b>3 送付に当たっての留意事項</b>  この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	項 目	内 容	資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。	申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 国税局長」の表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。	<p style="text-align: center;"><b>特別修繕費の金額等の認定通知書</b></p> <p><b>1 使用目的</b>  「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。</p> <p><b>2 記載要領</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">資 産 の 種 類 又 は 名 称</td><td style="padding: 5px;">認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(新 設)</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">調 査 担 当 者</td><td style="padding: 5px;">「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。  (I) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。  (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">教 示</td><td style="padding: 5px;">「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 国税局長」の表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。</td></tr> </tbody> </table> <p><b>3 送付に当たっての留意事項</b>  この通知書は、書留郵便により送付する。</p>	項 目	内 容	資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。	(新 設)		調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (I) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。	教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 国税局長」の表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。
項 目	内 容																				
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。																				
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 国税局長」の表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。																				
項 目	内 容																				
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。																				
(新 設)																					
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (I) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。																				
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 国税局長」の表示をする場合には「税務署長」を、他の場合には「国税局長」を抹消する。																				